

(請求人様)

名古屋市監査委員	中 田 ちづこ
同	小 林 祥 子
同	鈴 木 邦 尚
同	久 野 峯 一

名古屋市職員措置請求について（通知）

平成 25 年 11 月 13 日に提出された名古屋市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件住民監査請求は、平成 25 年度に実施した橋りょうの塗装工事の入札について、市の総合評価落札方式の評価基準は新規参入事業者の参入の障壁となっており、特定の業者が不必要に高額な金額で落札をするという状況を生じさせているとし、市における総合評価落札方式の評価基準の変更を減じることを求めるものである。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止・是正するための措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、財務会計上の行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していなければならないとされている。

本件住民監査請求において請求人は、当該工事の入札にあたり、市の総合評価落札方式の評価基準が新規参入事業者の参入の障壁となり、特定の業者が不必要に高額な金額で落札をするという状況を生じさせているとしているが、今回の請求の対象となる工事の入札で適用された評価基準は当該工事所管局が発注する一定の工事全般に適用される一般的な基準であり、当該工事の発注の決定とは独立して設定されたものであるため、当該評価基準の設定行為自体が、当該工事に係る契約の締結又は履行の直接の原因となる行為だといえることができるような密接かつ一体的な関係であるとは言いがたい。

したがって、市の総合評価落札方式の評価基準が不当だという請求人の主張は、当該工事に係る契約の締結又は履行について、違法性又は不当性を具体的に摘示しているとはいえない。

また、請求人が求めている市における総合評価落札方式の評価基準の変更を減じるという措置内容についても内容が不明瞭であり、かつ、当該契約行為の防止又は是正のための措置にはあたらないと思料される。

よって、本件は住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)